

朝鮮民主主義人民共和国知的財産局

(I P A)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手續

附 属 書

手 数 料	附属書 K P . I
発明者宣誓書	附属書 K P . II
譲 渡 証	附属書 K P . III
委 任 状	附属書 K P . IV

略語のリスト

国内官庁：	朝鮮民主主義人民共和国知的財産局 (I P A)
L I：	発明に関する法律
R L I：	発明に関する法律に基づく規則

指定（又は選択）官庁 KP	朝鮮民主主義人民共和国 知的財産局（IPA） 国内段階に入るための要件の概要	概 要 KP
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	朝鮮語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ²	通貨：ウォン（KPW） 特 許： 出願手数料 …………… EUR 230 に等しい額のKPW 翻訳文の遅延提出追加手数料，月ごと… EUR 30 に等しい額のKPW 発明者証： 無 料	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合には、翻訳文の遅延支払のための追加手数料を支払うことを条件として、期間満了後2か月以内であれば翻訳文を提出することができる。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払われなかった場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に国内手数料を支払うよう出願人に求める。

K P	朝鮮民主主義人民共和国 知的財産局（I P A）（続き）	K P
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ³	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び あて名 ⁴ 発明者宣誓書 ⁴ 出願人が発明者でない場合には、譲渡証 ⁴ 出願人が朝鮮民主主義人民共和国に居住していない場合には、 代理人の選任 国際出願の翻訳文2通	
誰が代理人として行為できるか？	特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料について は国内官庁に確認されたい。	

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

KP. 01 翻訳文（遅延提出）

PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に申請人が国際出願の翻訳文を提出していないが、概要に表示する翻訳文の遅延提出のための追加手数料がその後3箇月の期間内に支払われた場合には、その3箇月の期間内に翻訳文を提出することができる。

KP. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

KP. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書KP. I に概説されている。

KP. 04 委任状

委任状を提出して特許代理人を選任しなければならない。見本は附属書KP.IVに示されている。

KP. 05 発明者宣誓書

詳細については、附属書KP.IIに記載されている当該宣誓書の見本を参照。認証は不要である。期間は概要を参照。

KP. 06 譲渡証

詳細については、附属書KP.IIIに記載されている当該書類の見本を参照。認証は不要である。期間は概要を参照。申請人が国際出願をする権利を取得したときに1名又は複数名の者が介在しており、発明者から直接取得していなければ、発明者と申請人との関係付けた譲渡証を作成しなければならない。

LI Art. 26
RLI Art. 40

KP. 07 年金

特許付与の決定があれば、申請人は国際出願日の後の各年について年金を支払う責任を負う。最初の年金は、特許付与の決定を申請人が受領してから3箇月以内に支払わなければならない。国際出願日の後に経過した各年についての年金及び支払を行う年についての年金を賄わなければならない。その後の各年についての年金は、年次の起算点となる国際出願日の対応日前の3箇月間、又は遅延支払の追加金を伴う場合には、当該対応日の経過後6箇月以内に支払わなければならない。年金の額については附属書KP. I を参照。

PCT Art. 28
41
RLI Art. 29

KP. 08 出願の補正及びその時期

申請人は審査手続が終了するまで、明細書、請求の範囲及び図面を補正することができる。ただし、補正によって出願の主題の範囲が拡張されないことを条件とする。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

KP. 09 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定通知の日から2箇月以内に審判を請求することができる。

PCT Art.	24(2) 48(2)	KP. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。出願人が手続において期間を遵守しなかった場合、その者は自己の権利を回復するよう請求することができる。この請求は書面の提出によって行い、期間不遵守の理由を表示しなければならない。同時に、遂行されなかった行為を完了させなければならない。
PCT Art.	4(3) 43	KP. 11 発明者証 KP.13の規定に従うことを条件として、2004年1月1日より前に行われた国際出願に関して、出願人が朝鮮民主主義人民共和国において、国際出願に基づき、特許に代えて発明者証の取得を希望する場合には、その旨を出願時の国際出願（願書の第Ⅴ欄）に表示しなければならなかった。2004年1月1日以降に行われた国際出願に関しては、願書にこの表示をする部分が設けられていないので、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。
PCT Rule	49bis.1 (c) 76.5	KP. 12 発明者証についての国内段階での要件は、基本的に特許に関するものと同じであるが、手数料を支払う必要がない。
LI Art.	32	KP. 13 国際特許出願、又は特許付与後であればその特許は、国内段階へ移行する時点で若しくはその後いつでも、発明者証出願又は発明者証へ変更することができる。変更請求をするときまでに支払われた手数料は払戻されない。
RLI Art.	49	

手 数 料

(通貨：ウォン (KPW) 及びユーロ (EUR))

国内 (出願) 手数料	EUR 230 に等しい額の KPW ¹
PCT出願国内手続	EUR 230 に等しい額の KPW ¹
期間延長請求 (月ごと)	EUR 30 に等しい額の KPW
登 録 :	
－権利の譲渡	EUR 80 に等しい額の KPW
－変更又は補正	EUR 60 に等しい額の KPW
抗告申請	EUR 130 に等しい額の KPW
特許付与	EUR 230 に等しい額の KPW
年 金 (期限前に支払う) :	
－第1年度から3年度 (年ごと)	EUR 130 に等しい額の KPW
－第4年度から6年度 (年ごと)	EUR 170 に等しい額の KPW
－第7年度から9年度 (年ごと)	EUR 330 に等しい額の KPW
－第10年度から12年度 (年ごと)	EUR 400 に等しい額の KPW
－第13年度から15年度 (年ごと)	EUR 465 に等しい額の KPW
－第16年度から20年度 (年ごと)	EUR 600 に等しい額の KPW

手数料の支払方法

出願人が外国人又は外国企業である場合、すべての手数料 (年金を含む) は弁理士を通じて支払わなければならない。

1 2003年7月10日付の PCT Gazette No.28/2003, 第 15884 頁で公表。

様 式（附属書KP. II－IV）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 KP. II 発明者宣誓書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_kp.pdf

附属書 KP. III 譲渡証

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_kp.pdf

附属書 KP. IV 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_kp.pdf